



平成25年度 土佐厚生会事業計画（案）

土佐厚生会	1
障害者支援施設こくふ	5
障害者支援施設あき	6
障害者支援施設とさ	8
特別養護老人ホーム八流荘	9
短期入所事業所特別養護老人ホーム八流荘.....	10
デイサービスセンターやながれ	11
デイサービスセンターとさ	13
介護予防デイサービスセンターとさ	14
ホームヘルプステーションやながれ	15
小規模多機能型居宅介護事業所南風	16
在宅介護支援センターやながれ	18
就労継続支援 B 型事業所ウィール社	19
障害者就労継続支援 B 型事業所カトレア.....	20
障害者就労継続支援 B 型ワークセンターファースト.....	21
共同生活援助事業所古里の家	22
身体障がい者福祉ホームコーポラスこくふ.....	23
国府寮診療所	24
安芸療護園診療室	25

土佐厚生会

基本方針

土佐厚生会は、会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障害者や高齢者に対して、個人の尊厳を旨とし、利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様な福祉サービスを提供することにより、これらの人々が住みなれた地域で社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動に参加できるよう支援を行うものとします。

目標

土佐厚生会が実施する事業の目標計画は次の通りとする。

- 1 役職員は、法人の基本理念とする「愛情」「奉仕」「連帯」の理念を理解し、全力を挙げて実践に努めるとともに、障害者や高齢者が可能な限り、その地域において自立した生活や社会参加の機会の提供に努める。
- 2 役職員は、社会福祉事業の主たる担い手として本会が設置する施設事業所を継続的、安定的に経営するよう心掛けるとともに、障害者や高齢者等に対し、適切かつ良質の福祉サービス提供に努める。
 - ア 障害者支援施設、介護老人福祉施設および介護保険事業所等にあつてはその障害者の区分や高齢者の介護度を問わず、支援を必要とする人々の福祉の向上に努める。
 - イ 就労継続支援事業所の新設、既存の就労継続支援事業所の経営の安定等をはかる事により、就労を希望する障害者等の働く場の確保と自立生活への支援に努める。
- 3 本会の運営する施設、事業所は、地域福祉の拠点としての使命と役割を認識するとともに、行政、保健、医療、教育、その他福祉サービスを提供する者との連携を密にし、地域住民の福祉ニーズに応えるよう努める。
 - ア 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる為の関係法律の整備に関する法律」の施行にともない、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本的理念の実現に努める。
 - イ 障害者支援施設あきおおよび同こくふの施設にあつては、通所による障害者日中活動の場を提供するなど、事業の拡大、充実に取り組むよう努める。
 - ウ 障害者支援施設および高齢者介護施設における日中活動の進行、充実をはかるため、施設ボランティアの育成に努める。
 - エ 障害者短期入所事業における利用率の向上、近隣市町村の障害者福祉の増進に努める。
 - オ 役職員は法人の掲げる（別紙1）の社会福祉事業経営指標（人件比率や一般経費率）を遵守し、その達成に心掛けるものとする。
 - ・施設入所や在宅サービス事業における入所利用定員数の確保
 - ・給食業務や寝具借入等の外部委託
 - ・物品買入等の法人本部による集中管理など
- 4 役職員は、個人の尊厳や社会的倫理の遵守に努めるとともに、社会福祉事業者に求められている自立性、公益性の確保につとめる。

ア 理事、評議員等の業務

事業名	実施予定日	実施場所	主たる活動内容
理事 評議員 会	平成 25 年 5 月	法人本部	平成 24 年度事業報告、決算、諸規程の改廃などの審議
	平成 25 年 10 月	法人本部	平成 25 年度補正予算、前年度決算などの審査
	平成 26 年 3 月	やながれ	平成 26 年度事業計画、予算などの審議

事業名	実施予定日	実施場所	主たる活動内容
常任理事会	毎月1回	法人本部	日常の軽易な事務について調査協議し 事業、事務に当る
表彰・懲戒委員会	毎年2月・随時	法人本部	就業規則第46条に基づく表彰や懲戒の 業務を行う
地区運営委員会等協議会	8・12月	法人本部	苦情解決などに当る委員の合同研究会

イ 監事の監査等業務

事業名	実施予定日	実施場所	主たる活動内容
監事による監査	平成25年5月	-	事前の法人内の書類監査
	平成25年5月	法人本部	理事の業務執行の状況、法人の財務状 況の監査、監査報告書の作成等に当る

ウ 施設、事業所等の運営連絡会議

事業名	実施予定日	実施場所	主たる活動内容
施設長等連絡会	隔数月1回	法人本部	施設運営管理上の報告、連絡調整の会議
入所施設施設長会	随時実施	法人本部 各福祉ゾーン	八流荘、障害者支援施設あき、こくふ、 とさの入所施設の報告、連絡調整の会 議
在宅サービス事業 所長会	〃	〃	ホームヘルプやながれ、小規模多機能 南風、デイやながれ、デイとさなど 在宅福祉事業の連絡調整の会議
就労継続支援事業 所長会	〃	〃	ウィール社、カトレア、ファーストお よびファーマニー等の連絡調整の会議
防災会議	7月・11月 随時	法人本部	・土佐厚生会総合防災管理規程に基づ き各福祉ゾーンにおける火災、地震、 集中豪雨、津波その他災害対策や避難 対策 ・防災対策に基づき、避難訓練や機器 などの点検整備
サービス管理責任 者等会議	〃	各福祉ゾーン 持ち回り	サービス管理責任者および介護支援専 門員などの連絡調整、活動の平準化
新会計基準導入に 伴う連絡会	平成25年4月～平 成26年2月	法人本部	新会計基準の移行に向けて、調査、検 討

5 各施設、事業所に配属される直接処遇職員の資質向上および提供する福祉サービスの質の向上をはかるため、人材の確保および教育訓練につとめる。

ア 学卒採用の受験資格となる卒業年度を当分の間、当該年度の前年、前々年度まで拡大するとともに、その募集範囲を全国にひろめ、人材の確保に努める。

区分	対象者	実施予定月	概要
新規学卒者採用試験	一般公募による応募者	第1回9月 第2回11月以降	職員採用資格基準および選考は、実施要 綱による。
正規職員登用試験	10月1日現在臨時 職員として6ヶ月 勤務したもの	第1回11月以降	

イ 職員の教育訓練を以下の通り実施し、人材の育成をはかる。

教育訓練の名称	対 象 者	実施予定日	概 要
新 任 職 員 研 修	新 規 採 用 者	4 月・6 月	業務についてのオリエンテーション
中 堅 職 員 研 修	4 等 級 昇 任 者	年 1 回	専門性を高めるための研修
中間監督者研修	主 任 以 上	年 2 回	経験の少ない主任等に対するOJT研修者資格の習得
資 格 取 得 研 修	教育訓練実施要綱に基づき指名を受けた者等	随 時	福祉施設士、介護支援専門員、サービス管理責任者、社会福祉主事、介護福祉士などの資格要件を求められている者

6 役職員は、本会が提供する福祉サービスの質の向上をはかるためその評価を行う等社会福祉事業活動の透明化に努める。

ア 社会福祉法人土佐厚生会および経営する施設、事業所等は、各種評価基準、その他第三者が策定した評価基準等による評価を毎年11月に実施し、その結果を公表する。

イ その他、以下のものについて情報の開示、閲覧などに努める。

情報開示するもの	場 所 ま た は 時 期
法人経営状況の公開	こくふ、やながれ、とさの各福祉ゾーンにおいて常時開示
法人、施設または事業所のパンフレット	随時配布
法人、施設または事業所のホームページ	常時
法人機関誌（ニュース楊梅）	4 月、7 月、10 月、1 月に発行する

ウ 本会が施設等を経営する地域において、住民の方々や利用者に対し、障害者福祉など社会福祉全般にわたりご相談に応じ、地域福祉の向上に努める。

エ 社会福祉法人会計基準の改正（平成26年度施行予定）に伴う規程の改正、法人資産等を整理する。

オ モデル住宅を改造し、土佐厚生会資料館として整備する。

1 社会福祉事業経営指標

1	人件費（労働分配率）	60%	62%（上限比率）
2	委託比率	2%	
3	サービス経費率	13%	（上限比率）
4	一般経費率	7.6%	（修繕費を除く上限比率）
5	減価償却費率	6.5%	（基準額）
6	借入金償還金 繰入金等	経費率 2.9%	（基準額）
7	内部留保	経費率 8.0%	（下限比率）
合計 100%			

2 経営指標の解説

- 1 人件比率（労働分配率ともいう）：役員および評議員等の報酬又は費用弁償、職員の賃金および賞与、嘱託医師の報酬その他法人が負担する社会保険などの法定福利費、職員に対する福利厚生費、退職給与引当金等の経費を人件費という。そして人件比率とは事業活動収支計算書の収入総額に対する割合である。（以下、同様の考え方：割合を示すものとする。）
- 2 委託比率：給食、清掃、クリーニング等、直接、施設や職員が行っていた業務を外部業者に委託した場合の経費の割合をいう。
- 3 サービス経費率：利用者に対する給食、介護、生活支援、保健衛生等のサービス提供に伴なう直接経費の割合をいう。
- 4 一般経費率（管理費率）：法人本部、各種施設、事業所などが利用者に対するサービスとして、施設や環境の維持管理ならびに一般事務管理等に要する経費の割合をいう。
- 5 減価償却費率：施設、事業所の建築、固定資産などの経費のうち、国、地方公共団体および公益団体の助成金を除いた額について、減価償却の経費の割合をいう。
- 6 借入金償還金、繰入金等の経費率：「資金収支計算書」に掲げられる、借入金償還、法人本部運営経費として繰り入る金額の割合をいう。
- 7 内部留保経費率：施設および事業所の運転資金、利用者に対して、居住費や食事代等の減額をする額、さらに施設老朽に伴なう再建築資金等に充当する経費を留保しておく経費の割合をいう。

障害者支援施設こくふ

基本方針

土佐厚生会の基本理念（愛情・奉仕・連帯）・基本方針を遵守し、人権の尊重とプライバシーの保護に努めるとともに、人としての尊厳を重んじ、一人ひとりに思いやりと気づかいのできる適切な支援を心がけます。

目標

事業計画を具体的に設定し、スタッフ相互間の連携を図り、「スタッフ一丸」をスローガンとして、その目標の達成に努めます。

事業計画

- 1 施設経営の安定ができるよう数値目標を定め、その確保に努めます。
 - (1) 利用定員の確保に努めます
 - (2) 新体系事業安定化助成（9割保障）が廃止になるため、収入確保に努めます。
 - (3) 光熱水費や燃料費など常に問題意識を持ちながら無駄を見直し、コスト削減に努めます。
- 2 利用者、家族等との信頼関係をさらに深めることができる体制づくりに努めます。
 - (1) 利用者・家族への声がけやコミュニケーション、家族来所時に日頃の生活状況・体調等の情報の提供を強化し、信頼関係を深めるよう努めます。
 - (2) 日々の利用者の生活状況が見える情報記録に努めます。
 - (3) ご家族へ利用者様の日常生活状況などの情報発信（施設機関紙・家族への手紙）に努めます。
- 3 利用者が安全で安心できる日常生活を営むことができる体制づくり、環境づくりに努めます。
 - (1) 施設の災害や事故防止など、安全対策の徹底に努めます。特に、南海大地震に備えた体制づくり（マニュアル作成および施設環境の整備）につとめます。
 - (2) 虐待防止・啓発活動の推進を図ります。
- 4 社会参加への機会や日中活動の充実の推進にあたります。
 - (1) 施設近隣への外出の場を提供し、生き甲斐作りに努めます。
 - (2) 日中活動としてのサークル活動の活性、充実を図ります。
- 5 スタッフの資質の向上を図ります。
 - (1) スタッフの質の向上を図るため研修計画を定め、それに基づいた育成に努めます。
 - (2) スタッフ全員が、自由な発想に立ち、柔軟な思考を身に付けるため、業務改善提案や危険予知トレーニングを実施し、組織の活性化に努めます。
- 6 報告・連絡・相談・確認を徹底し、各部署のスタッフが連携をとりながら、組織の構築を図ります。
 - (1) 上司の情報が部下に伝わり、部下の情報が上司に伝わる組織づくりに努めます。
 - (2) 施設の生産性を高めるため、各業務の見直し（効率化）を図ります。
 - (3) 規程等に基づく手続等の遵守に努めます。
 - (4) 業務ミスや無駄のないように、支援手順書を作成します。
 - (5) 効率的な諸会議になるよう改善を図ります。
- 7 地域福祉の拠点としての施設づくりに努めます。
 - (1) 地域の学校等との交流や福祉専門学校等の実習生の受け入れを通じて、福祉人材の育成に努めます。
 - (2) 地域とのつながりの促進に努めます。

短期入所事業所こくふ運営基本方針

利用者様の介護に伴う、ご家族の身体的、精神的な負担を一時的に軽減するとともに、利用者様が可能な限り自宅において自立生活が出来るよう、障害者支援施設こくふに準じサービスを提供させていただき、心身機能の維持向上につとめます。

障害者支援施設あき

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障がい者や高齢者に対して、個人の尊厳を旨とし、利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様な福祉サービスを提供することにより、これらの人々が住み慣れた地域で社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動に参加できるよう支援を行うものとします。

事業計画

障害者支援施設あきが実施する事業の目標計画は、次のとおりとします。

- 1 利用者本位の良質かつ適切なサービスの提供
 - (1)「温かく迎え入れ、まごころを込めたサービスの提供」をスローガンとし、利用者に対する人権の尊重とプライバシーの保護につとめるとともに、利用者の意向を尊重したサービスの提供につとめます。
 - (2)生活介護および施設入所支援の円滑な事業推進ができるように、適切な職員体制の確立につとめます。
 - (3)利用者個々の適切なアセスメントと標準化された質の高いサービス提供を行い、アクシデントやインシデントの要因分析と対策の実施により、サービス提供過程における事故の未然防止につとめます。
 - (4)身体拘束廃止に向けた取り組みを行い、虐待防止および苦情解決などに関する法令や取り扱いマニュアルを遵守し、利用者が安全で安心して日常生活が送れるようにつとめます。
 - (5)施設内各部署の目標を具体的に設定し、職員相互間において、協働でその目標の達成につとめます。また、業務改善提案制度により、職員から提案される改善のアイデアを活用し、提供するサービスの質の向上と業務改善を推進します。
- 2 信頼される組織運営と経営基盤の安定・強化
 - (1)法人の理念、経営方針を踏まえ、責任と使命を果たす組織づくりを行います。その中で、入所待機者はいるが、利用者が定員に満たない状況が続いているため、積極的に受入れを進め、入所利用率96%以上を目標に掲げ、経営基盤の安定と強化を図ります。
 - (2)職員一人ひとりに高い倫理観と規範意識の保持を促し、遵守すべきルールや逸脱しないためにコンプライアンスの推進につとめます。
 - (3)全職員のコスト意識を醸成し、あらゆる経費の見直しを行い、コスト削減につとめます。
- 3 人材育成と働きがいのある職場づくり
 - (1)人事考課制度および教育・訓練制度を連携させ、職員一人ひとりが自身の力を十分に発揮し、積極的・主体的に施設運営を担うことができるよう人材育成をおこないます。
 - (2)質の高いサービスを提供するため、「教育・訓練実施要綱」に基づく、計画的・継続的な研修に加え、その時々が必要とされる研修にも積極的に参加します。また、OJT研修にも積極的に取り組み、接遇を中心に人権擁護に関する研修などを行い、障がい者支援に関する知識や技能等の確実な習得につとめます。また、臨時職員の業務遂行能力を高めるため、正規職員によるOJT研修の充実を図ります。
 - (3)労働関係法令の遵守と適切な労務管理を行い、職員の安全と健康を保持し、快適な職場環境の確保につとめます。具体的には、労働災害の防止（メンタルヘルス、腰痛予防など）およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止等、職員の安全と健康保持につとめます。
 - (4)業務改善等による時間外労働の縮減とサービス残業防止の徹底など、労働時間管理の適正化につとめます。
 - (5)すべての職員が働きがいをもって安心して仕事が続けられるように、円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じ、達成感と成長が実感できる職場づくりを進めます。
- 4 地域福祉の推進、地域住民の福祉ニーズに応えるためのサービス提供
 - (1)敷地内の特別養護老人ホーム八流荘および在宅サービス事業所と一体となり、地域住民や

地域の小学校、中学校、高等学校との連携を深め、交流事業等を行うことで地域福祉の推進につとめます。

(2)行政・関係機関との連携・協力体制の構築を行い、災害支援等への協力および地域福祉避難所としての機能充実を図ります。

(3)柔軟な発想と自発性を持ち、地域福祉ニーズに応えるためのサービスの提供につとめます。

短期入所事業所あき運営基本方針

利用者様の介護に伴う、ご家族の身体的、精神的な負担を一時的に軽減するとともに、利用者様が可能な限り自宅において自立生活が出来るよう、障害者支援施設あきに準じサービスを提供させていただき、心身機能の維持向上につとめます。

障害者支援施設とさ

基本方針

社会福祉法人土佐厚生会の基本理念たる会是（愛情、奉仕、連帯）を遵守し、利用者の人権の尊重と自己決定、自己選択の保障およびその自立に向けた支援に努め、利用者が豊かな生活と積極的な社会参加ができるよう支援します。

目 標

「**生きがい、やりがい、ささえあい**」を施設のスローガンとして、利用者の豊かな生活の保障に努めます。

生きがい → 利用者の**生きがい**

やりがい → 職員の**やりがい**

ささえあい → 利用者**と**職員、利用者**同士**、職員**同士**の**ささえあい**

事業計画

利用者の健康管理に努めます。（看護部門）

利用者の機能低下の防止に努めます。（リハビリ部門）

利用者の栄養管理に努めます。（給食部門）

利用者の人権を尊重した支援に努めます。（生活支援部門）

利用者の思いを大切にした個別支援計画作成に努めます。（サービス管理責任者部門）

利用者が楽しく過ごせる施設づくりに努めます。（事務部門）

具体的な取り組み

- ・ 部署別の事業計画の実行と目標の達成
- ・ 各種委員会活動の充実（職員育成委員会、虐待防止言委員会、事故防止委員会、サービス改善委員会、主任者会、生活支援リーダー会、業務改善委員会）
- ・ 日中活動の充実
- ・ 部署間連携の強化
- ・ 地域との交流を深める活動の推進（小学校、中学校、高等学校、専門学校等）

短期入所事業所とさ運営基本方針

利用者様の介護に伴う、ご家族の身体的、精神的な負担を一時的に軽減するとともに、利用者様が可能な限り自宅において自立生活が出来るよう、障害者支援施設とさに準じサービスを提供させていただき、心身機能の維持向上につとめます。

特別養護老人ホーム八流荘

基本理念

土佐厚生会は、会是である「愛情」「奉仕」「連携」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障害者や高齢者に対して、個人の尊厳を旨とし、利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様なサービスを提供することにより、これらの人々が住み慣れた地域で社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動に参加できるよう支援を行うものとしします。

目標

介護保険法に基づき地域の拠点となる施設づくりに努めます。

事業計画

- (1) 良質の福祉サービスを提供するため、事業体制の充実と介護の質の向上に努めます。
 - ・ 介護...業務標準化の見直しを行い、サービスの質の統一化を図るとともに、業務前に自分の表情等を確認し、接遇面での向上に努めます。
 - ・ 相談...ご利用者やご家族との面談、意見交換の機会を多く持ち、その意向や要望の把握を行いサービスへの反映に努めます。
 - ・ 医療...病気の早期発見、早期治療および感染症予防に努めます。病気の初期症状についての施設内研修を実施し知識の向上を図ります。
 - ・ 庶務...快適で安心して日常生活が送れるよう施設設備の整備、環境づくりをすることでサービス向上に努めます。
- (2) ご利用者が安心して生活できる生活環境づくりに努めるとともに他職種等との連携、協働を強化します。
 - ・ 介護...気づきポストの設置。翌日の引継ぎで情報共有しながらチームワークや業務改善に活かし他職種との連携、協働に努めます。
 - ・ 相談...他職種との連携を密にし、ご利用者の ADL 把握に努め、効果的なケアプラン作成を行っていくとともに、達成状況の確認により QOL の向上につなげていきます。
 - ・ 医務...業務改善を図るために、他職種の活動内容の把握をしながら連携の強化および他職種との協働に努めます。
 - ・ 庶務...経営理念に基づき、他部署との連携を図り、全職員で共通の目標達成に向けて生産性の向上を図ります。
- (3) 認知症ケア体制の充実
 - 認知症についての理解を深めるため、基礎勉強会をフロア単位で定期的実施します。
 - 認知症の知識・考え方の周知を図るためカンファレンスの時間を活用し事例検討や実習を実施します。
 - 認知症ケア研修受講を推進し、行動・心理症状への緊急対応や専門的なケア体制の充実に努めます。
- (4) 地域住民の福祉ニーズに応えるため、やながれゾーン各施設・事業所等との協働で福祉の拠点の施設づくりに努めます。
 - 生活圏域の保育園、小学校、中学校、高校等との交流事業の推進を図る。
 - 近隣地域の公民館活動等への積極的な参加をしながら協働できる活動の掘り起こしに努めます。

短期入所事業所特別養護老人ホーム八流荘

基本理念

土佐厚生会は、会是である「愛情」「奉仕」「連携」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障害者や高齢者に対して、個人の尊厳を旨とし、利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様なサービスを提供することにより、これらの人々が住み慣れた地域で社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動に参加できるよう支援を行うものとします。

目標

住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことが出来るように、利用者の心身機能の維持および、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

事業計画

- (1)良質の福祉サービスを提供するため、事業体制の充実と介護の質の向上に努めます。
 - ・介護・・・業務標準化の見直しを行いサービスの質の統一化を図るとともに、接遇面の向上に努めます。
 - ・相談・・・ご利用者やご家族との面談、意見交換の機会を多く持ち、その意向や要望の把握を行いサービスへの反映に努めます
 - ・医療・・・病気の早期発見、早期治療および感染症予防に努めるとともに、病気の初期症状についての施設内研修を実施し知識の向上を図ります。
 - ・庶務・・・快適で安心して日常生活が送れるよう施設設備の整備、環境づくりをする。
- (2)利用にあたっては、ご利用者およびご家族様に対してサービスの提供方法などを理解しやすいように説明するとともに、ご利用者、ご家族様との相談体制の確保に努めます。

個別の相談ができる機会を設け、ご利用者、ご家族様と積極的な意見交換ができるように努めます。
- (3)ご利用者がある能力に応じ、食事、排泄、入浴等の介護サービスの提供に努めるとともに、ご利用者同士の交流関係を広げて、生きがいを感じていただけるような介護サービスに努めます。

利用者のニーズを的確に把握して、他職種協働でのサービスの充実、向上を図り、選ばれる施設となるように努めます。
- (4)稼働率の維持、拡大を目指します。

関係機関等との連携を強化し、リピーターの確保に努めます。
新規利用者の利用希望の受付から、利用の開始まで可能な限り迅速化に努めます。

デイサービスセンターやながれ

理念

会会である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、福祉サービスを利用される高齢者の方々に對して、個人の尊厳を旨とし、ご利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に應じた多様な福祉サービスを提供することにより、これらの人々が住み慣れた地域で、社会の一員として自立した生活をするとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野での活動等に参加できるよう支援を行うものとし、ます。

基本方針

- 1 高齢者の方々の意向を尊重し、その人らしく、安全で安心して自立生活ができるように介護相談などの援助に努めます。
- 2 加齢に伴う心身の機能低下を防止するよう努めるとともに、健康で心豊かな日常生活を送ることができるように支援します。
- 3 高齢者の方々の果たすべき社会的役割を促すとともに、社会的、文化的活動に参加できるサービスの提供に努めます。

事業計画

- 1 地域福祉の担い手としての事業所づくりを行い、安定した経営基盤の強化に努めます。
 - (1) 域住民の意向を尊重し、必要なサービスを提供するとともに、常にサービス内容の見直しを行い、適切なサービス事業が提供できるよう運営方法の改善に努めます。
 - (2) ご利用者が住み慣れた自宅で、安全で安心した日常生活を送ることができるよう支援するために、具体的な通所介護計画を策定し実施します。
 - (3) 季刊誌「やながれ通信」やパンフレットによる広報活動を行なうとともに地域住民の方たちの行事に参加することにより身近な事業所となるよう努めます。
 - (4) 利用実績の向上に取り組むとともに、介護報酬改定に伴い、事業経費のさらなる効率化に取り組み、適正な事業継続ができる環境確保に努めます。
 - (5) 『教育・訓練実施要綱』等に基づき、計画的研修会の実施を行い、キャリア・パスの推進を図ります。
 - (6) 『事業所安全衛生実施要綱』に基づき、職場の健康管理に努めます。
- 2 介護保険法の趣旨に基づくサービスを提供するとともに、関係する法令の遵守につとめます。
 - (1) 身体拘束廃止、虐待防止対策および苦情解決などに関する法令、取り扱いマニュアル等を遵守し、ご利用者が安全で安心して日常生活が送れるように努めます。
 - (2) 利用者に対する人権尊重とプライバシーの保護に努めます。
 - (3) 個人情報、ご利用者やご家族の同意のもとに適切に使用します。
 - (4) サービス事業所の情報を整備し、必要に応じその公開に努めます。
 - (5) 認知症ケアなど理論に基づいた科学的ケアによる自立支援に取り組めます。
- 3 本会の基本理念である「愛情」「奉仕」「連帯」の精神を旨とし、専門性の向上に努めます。
 - (1) スタッフ間での情報共有を密に行うとともに、随時、通所介護計画や業務マニュアルの見直しを行い安定したサービスを確保するために努めます。
 - (2) 朝夕、2回情報交換の時間を持ち、利用者様のニーズに対し迅速に対応できるよう努めます。
 - (3) スタッフ間の情報の共有を計りチームワークを充実させサービスの向上を図ります。
- 4 地域住民の福祉ニーズに即応できる事業所づくりに努めます。
 - (1) 地域の高齢者の方々の諸活動に積極的に関わるとともに、地域の潜在的ニーズや、ご利用者の満足度を調査して常に改善に取り組めます。
 - (2) ご利用者およびご家族等からの苦情や相談には、誠意を持って迅速に対応、検討し、早期解決等に努めます。
 - (3) 介護方法のアドバイスや介護用品の紹介など積極的な活動に取り組めます。
 - (4) ご利用者が安全で安心して日常生活を送ることができる環境の整備、維持管理と適切な介護サービスの提供に努めます。
- 5 日常サービスの充実に努めます。
 - (1) 利用者様に対する接遇の意識はもちろんのこと職員間での声掛け時の言葉遣いにも注意を払い質の高い接遇を図ります。

- (2) ご利用者ごとの摂食、嚥下機能および食事形態にも配慮した適切な食事の提供に努めます。
- (3) 住みなれた地域で自立した生活を継続できること常に念頭に置き日常生活活動の生活リハに
つとめ認知症や心身機能の低下予防に努めます。
- (4) 地域住民やボランティア等との交流を深め、地域社会の一員としての自覚を促し、社会的、文化
的活動への参加を行うよう努めます。
- (5) 趣味や創作活動の場、ご利用者同士のふれあいの場を設け、生きがいづくりの活動を行います。

デイサービスセンターとさ

基本方針

要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るようつとめます。

目標

- 1 通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事、機能訓練、その他の介護を行うことにより、自立した生活の実現に向けた支援を行います。
- 2 公平で適切かつ良質の介護サービスの提供につとめます。
- 3 人との関わりを通して、社会生活への参加に向けた支援を行います。
- 4 従業者は、利用者の尊厳を旨とし、利用者等業務上知り得た個人の情報は厳重に管理すること及び利用者に対する身体拘束廃止や虐待防止につとめます。
 - (1) 従業者は、福祉サービスの提供にあたって、業務上知り得た個人の情報は厳重に管理すると共にサービス利用者に対し、特別な理由のある場合を除き、情報の提供につとめます。
 - (2) 事業所は、利用者に対する身体拘束廃止については、「身体拘束廃止等検討委員会」の活動によって、迅速かつ適切な処置を講ずるようつとめます。
 - (3) 事業所は、利用者に対する虐待防止については、「虐待防止委員会」の活動によって、迅速かつ適切な処置を講ずるようつとめます。

事業計画

- 1 元気で楽しいリハビリを行います。
 - (1) 利用者一人ひとりのリハビリ計画を作成し、それぞれの課題の設定、個人目標に向けての訓練の記録に基づく分析および評価を行い、きめの細かい支援につとめます。
 - (2) 利用者の「できる能力」を奪わない支援および介助を基本とし、利用者が充実感や達成感を味わい、意欲的に取り組めるリハビリの提供につとめます。
 - (3) 1日の活動の中に、ADL（日常生活動作）の低下防止のリハビリを組み込んだ日課表を作成して、利用者のニーズに応じたサービスの提供につとめます。
 - ・いきいき体操
 - ・運動療法系、園芸療法系、作業療法系、音楽療法系、学習系
 - ・機能訓練系（物理療法、歩行訓練、個人訓練）
 - ・ADL系（食事、入浴、排泄などの生活全般）
- 2 利用者が生きがいを感じられるサービス内容の充実を図ります。
 - (1) 利用者または家族のニーズを的確にとらえて、利用者のQOL（生活の質）の向上のための通所介護支援計画を作成して実施します。
 - ・個別課題支援計画書、週案および日案の作成
 - (2) 利用者の生きがいに通じるサービスのプログラムや内容の充実を図り、利用者が自主的、意欲的に取り組めるよう支援します。
 - (3) 利用者の自己決定、自己選択についての支援課題や支援方法の検討を行い、利用者の人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供につとめます。
- 3 仲間との関わりを通して対人関係を広げる支援を行います。
 - (1) 利用者一人ひとりの対人関係の実態を把握し、良好な対人関係を利用者と職員の関わりから利用者間の関わりへと段階的に広げ、かつ深めていくための支援につとめます。
 - ・支援計画に基づいての各種の活動
 - ・つどい、食事、いきいき体操、おやつ、共同作品の製作 など
 - (2) 諸団体、諸施設、学校、地域の人達との交流の場を持ち、社会的、文化的活動への参加を支援します。
- 4 利用者の尊厳を旨とした支援を行います。
 - (1) 身体拘束廃止や虐待防止についての対応を明らかにして意識をもった支援を行います。
 - (2) 日々の取り組みの中での事例についてはミーティングで報告、検討していきます。

介護予防デイサービスセンターとさ

基本方針

生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して、適切な支援を行うことにより、要支援、要介護の予防やその重度化の予防改善を図り、高齢者ができる限り在宅で自立した生活を継続して送れるように支援します。

目標

- 1 利用者の日常生活面の支援や、自立した生活のための能力の維持およびその向上を図るよう支援します。
- 2 公平で適切かつ良質の介護サービスの提供につとめます。
- 3 人との関わりを通して、社会生活への参加に向けた支援を行います。
- 4 従業者は、利用者の尊厳を旨とし、利用者等業務上知り得た個人の情報は厳重に管理すると及び利用者に対する身体拘束廃止や虐待防止につとめます。
 - (1) 従業者は、福祉サービスの提供にあたって、業務上知り得た個人の情報は厳重に管理すると共にサービス利用者に対し、特別な理由のある場合を除き、情報の提供につとめます。
 - (2) 事業所は、利用者に対する身体拘束廃止については、「身体拘束廃止等検討委員会」の活動によって、迅速かつ適切な処置を講ずるようつとめます。
 - (3) 事業所は、利用者に対する虐待防止については、「虐待防止委員会」の活動によって、迅速かつ適切な処置を講ずるようつとめます。

事業計画

- 1 日常生活の活性化に向けた支援を行います。
 - (1) 利用者一人ひとりの訓練計画を作成し、その計画に基づいた訓練を実施します。
 - (2) 定期的に検討会を行い、訓練課題や支援課題の見直しをします。
 - (3) 感動する場面や感激する場面の設定をするなど、達成感および充実感を味わってもらえるリハビリの提供につとめます。
 - (4) 利用者の「できる能力」を奪わない支援や介助を常に心がけます。
 - (5) 1日の活動の中に、ADL（日常生活動作）の低下防止のリハビリを組み込んだ日課表を作成して、利用者のニーズに応じたサービスの提供につとめます。
 - ・いきいき体操
 - ・運動療法系、園芸療法系、作業療法系、音楽療法系
 - ・機能訓練系（物理療法、歩行訓練、個人訓練）
 - ・ADL系（食事、入浴、排泄などの生活全般）
- 2 提供するサービスの質の向上につとめます。
 - (1) 利用者または家族のニーズを的確にとらえて、利用者のQOL（生活の質）の向上のための通所介護支援計画を作成して実施します。
 - ・個別課題支援計画書、週案および日案の作成
 - (2) 利用者の生きがいに通じるサービスのプログラムや内容の充実を図り、利用者が自主的、意欲的に取り組めるよう支援します。
 - (3) 利用者の自己決定、自己選択についての支援課題や支援方法の検討を行い、利用者の人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供につとめます。
- 3 仲間との関わりを通して対人関係を広げる支援を行います。
 - (1) 利用者一人ひとりの対人関係の実態を把握し、良好な対人関係を利用者と職員の関わりから利用者間の関わりへと段階的に広げ、かつ深めていくための支援につとめます。

ホームヘルプステーションやながれ

理念

土佐厚生会「以下、本会という。」は、会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障害者や高齢者に対して、個人の尊厳、望みの希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様な福祉サービスを提供することにより、これらの人々が住みなれた地域で、社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野での活動等に参加できるよう支援を行うものとします。

基本方針

- 1 地域住民のニーズに応じた事業を継続かつ安定的に提供するとともに、経営基盤の強化に努めます。
- 2 個人の尊厳、社会的秩序(法令順守)に努めるとともに事業者に求められている公共性、公益性の確保に尽力します。
- 3 本会の基本理念である「愛情」「奉仕」「連帯」の精神を旨とし、相互に切磋琢磨を怠らず、進んで研究、研修に努めるとともに、利用者の意向を尊重し適切な福祉サービスの提供に努めます。
- 4 職員は、地域福祉の拠点としての使命と役割を自覚するとともに、行政、保健、医療、教育、その他福祉サービスを提供する者との連携を密にし、地域住民の福祉ニーズに応えるよう努めます。
- 5 事業の運営状況について、情報の公開に努めます。

事業計画

- 1 地域福祉の担い手として、必要とされる事業所づくりを目指し、安定した経営基盤の強化に努めます。

地域住民の意向に鑑み、必要なサービスを提供するとともに、常にサービス内容の見直しを行い、適切なサービス事業が提供できるよう運営方法の改善に努めます。

ご利用者、ご家族が、住み慣れたご自宅で、安全かつ、安心した日常生活が送れるよう支援するために、具体的な訪問サービス計画を策定し実施します。

訪問介護事業についてのパンフレットを作成するなど、広報活動に努めます。

事業経費の効率化に取り組み、適正な事業継続ができる環境確保につとめます。

新規の登録ヘルパーの養成に取り組むとともに、更なる登録ヘルパーの確保に向けたリクルート活動に取り組みます。

- 2 個人の尊厳を保ち、介護保険法の趣旨に基づくサービスを提供するとともに、関係する法令の遵守に努めます。

ご利用者の尊厳を第一とし、希望される生活の実現を支援します。

個人情報、ご本人やご家族の同意のもとに適切に使用します。

サービス事業所の情報を整備し、必要に応じ公開に努めます。

身体拘束廃止、虐待防止対策および苦情解決などに関する法令、取り扱いマニュアル等を遵守し、利用者が安全で安心して日常生活が送れるよう努めます。

感染症やインフルエンザ等の情報を積極的に提供し、集団感染防止を図っていきます。

- 3 本会の基本理念である「愛情」「奉仕」「連帯」の精神を旨とし、専門性の向上に努めます。

笑顔で挨拶、心を込めた接遇、親切に徹します。

安定したサービスを確保するため、職員間での情報共有を密に行うとともに、随時訪問介護計画、業務マニュアルの見直しに努めます。

職員のチームワークの結束を固め、職員相互の情報共有、技術の向上に努め、利用者の皆様に自立した生活の継続を支援できるよう取り組みます。

毎週、カンファレンスを開催し、個別の介護方法の検討するほか、サービス技術、法制度の理解、事故防止等についての研修を行います。

高齢者の好む献立、食材の調理法について調理実習を計画的に行います。

ヘルパーがリフレッシュして次の訪問に行くことができるような事業所の環境づくりに努めます。

- 4 地域住民の福祉ニーズに即応できる事業所づくりに努めます。

潜在的ニーズや、ご利用者の満足度などを調査し、常に改善に取り組みます。

ご利用者およびご家族等からの苦情や相談には、誠意を待って迅速に対応、検討し、早期解決等に努めます。

介護方法のアドバイスや介護用品の紹介など積極的な活動に取り組みます。

小規模多機能型居宅介護事業所南風

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、福祉サービスを利用される障害者や高齢者に対して、個人の尊厳、利用者の希望、置かれている環境、年齢および心身の状況等に応じた多様な福祉サービスを提供することにより、これらの人々が住みなれた地域で、社会の一員として自立した日常生活をするとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動等に参加できるよう支援を行うものとします。

事業計画

- 1 私たちは、高齢者の在宅生活の継続を維持するため、本人や家族の変化に応じて、さまざまな介護サービスが切れ目なく提供できる地域の拠点となるように努めるとともに安定した事業運営を目指します。
 - (1) ご利用者が住み慣れた自宅で長く生活できるように地域、家族、事業所が一体となって支援できるよう努めます。

地域特性、家族、ご利用者の個別性や生活様式を十分にアセスメントし、ケアプランを策定します。

ご利用者がそれまで過ごしてきた地域での生活、人間関係が継続できるよう支援します。

「通い」「訪問」「宿泊」の必要なサービスを組み合わせ、その人らしい生活ができるようなサービスを提供します。
 - (2) 私たちは、収支のバランスに考慮しながら効率的な事業運営を図り、安定した事業経営ができるよう努めます。

消耗品等はコストを考慮しながら、経費削減に努めます。

法令遵守（コンプライアンス）の徹底による健全事業運営に努めます。

高稼働率の維持に努めます。（年間平均 85％）
- 2 私たちは、本会の基本理念である「愛情」「奉仕」「連帯」の精神を旨とし、相互関係を大切に「その人らしい生活の実現」に向けチームワークで取り組みます。
 - (1) 私たちは、私たちの使命と役割を自覚し、ご利用者、家族、その他の方々が安心して暮らせる在宅福祉を目指します。

々人の生活様式に沿い、要望や希望などを把握し、鑑みながら「その人らしい生活の実現」の支援に努めます。

地域資源などと連携を深め「その人らしい生活の実現」のためチームワークで取り組みます。
 - (2) 私たちは、常に研鑽を積み、研修等に積極的に参加するなどサービスの質の向上に努めます。

毎月 1 回、全員参加の職員会や勉強会を開催し、提供するサービスの質の在り方を検討、知識、技術の向上に努めます。

週 1 回は個別・業務改善会等を行い、サービスの質の向上を図ります。又、必要に応じて随時開催し、ケアプランの見直しを行います。

外部研修等の情報を収集し、必要な研修には積極的に参加し知識や技術の向上に努めます。
 - (3) 私たちは、健康面での自己管理が難しいご利用者の異常の早期発見、疾病の予防等、家族と情報を密にしながら健康的な生活が送れるように支援します。

うがい、舌の運動、発声練習などの口腔体操や、日常生活での機能を十分発揮する中での生活リハビリなど身体機能の維持に努めます。

利用者の体調に気配りし、バイタルチェックやバランスのとれた食事を提供するように努めます。

認知症高齢者の周辺症状、中核症状を理解したうえでのアクティビティ活動の充実を図り心身機能低下の予防に努めます。
- 3 私たちは、提供する福祉サービスの質の向上をはかるため、その評価を行い、又、結果を公表するなど、透明性に努めます。
 - (1) 私たちは、第三者による外部評価を受け、改善点を追求しサービスの向上に努めます。
 - (2) 私たちは、常に情報開示ができるよう記録等の整備を行い、必要に応じ公開します。
- 4 私たちは、地域福祉の拠点としての使命と役割を自覚し、地域から受け入れられ、地域活動

や人々との関わりを積極的にもつこと事に努めるとともに、住民や行政等との協働により「安心して暮らせる事業所」づくりを目指します。

地域住民等に積極的に声掛けするなど、気軽に来所していただける場所「寄り添い支えあい」の事業所づくりに努めます。

地域住民との交流活動（イベント、活動等）に積極的に参加します。

地域住民が参加しやすい交流の場（季節行事等）の提供に努めます。

運営推進会議では提供するサービスの内容等を明らかにする事で、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスの質の確保に努め、委員からの評価、必要な助言、要望を受け協働で事業推進が図れるように努めます。

在宅介護支援センターやながれ

基本方針

要支援、要介護状態になられた利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

目標

- (1) 居宅介護支援事業を積極的に推し進めます。
- (2) 居宅介護支援に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立って公平中立に行います。
- (4) 従業者は、会是「愛情」「奉仕」「連帯」の理念に基づき、相互に切磋琢磨を怠らず、自ら進んで研鑽に励み、適切で良質な福祉サービスの提供に努めます。
- (5) 市町村、医療・保健・福祉等関係機関との連携を図りながら、地域住民のニーズに応えるよう努めます。

事業計画

- (1) 新規利用者の獲得に努めます。新規受け入れ率 90%以上とし、毎月一定以上の実績を上げる努力をします。
- (2) 平成 24 年介護報酬改定による該当加算の獲得を図ります。独居加算、認知症加算、医療連携加算等について、適正に行います。
- (3) 業務内容の見直しを行い、文書・記録等の整理を行います。
- (4) 介護保険制度に関する説明会や各種研修会等に積極的に参加して、介護支援専門員としての専門性を高めます。研修を計画的に行い、基礎研修や専門研修を日々の業務に活かすよう努めます。特に、事例検討会への参加を積極的行います。
- (5) 利用者のニーズに基づいた居宅サービス計画を作成し、保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的、効率的に提供されるようケアマネジメントを行います。アセスメント票の内容を充実して活用し、自立支援に基づいたサービス計画書の作成を行います。
- (6) サービス担当者会議、利用者宅訪問、モニタリング・評価を確実に行います。会議録、経過記録、評価作成については迅速に、かつ要点を抑えた書類作成を行います。
- (7) 個人情報保護を確実にし、個人情報は同意に基づき適正に使用します。特に関係機関や他事業所への情報提供については慎重・適正に行います。
- (8) 利用者意向調査を行い、サービスの向上に努め、利用者および家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応します。法人内における他部署との連携を行います。
- (9) 安芸市および地域との連携を行い、地域に支持される事業所作りをします。

就労継続支援 B 型事業所ウィール社

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」、「奉仕」、「連帯」を基本理念とし、個人の尊厳を重んじ人権の尊重に努め、一人ひとりのニーズや思い、希望に寄り添っていく支援を行なっています。

目標

個別支援計画と事業計画が具体的に実施できるよう、バリアの少ない施設環境で仲間たちと交流しながら仕事（授産活動）を行い、エンパワーメントでき、社会参加していく機会や場作りを「スタッフ丸」をスローガンとして支援に努めます。

定員、作業時間、職員配置状況

1 利用定員	20名
2 作業時間	8：30 ～ 16：00
3 職員配置状況	職員定数常勤 6名 職員非常勤 3名

事業計画

- 1 利用者一人ひとりの人格を尊重して、自己選択、自己判断、自己決定の保障をし、地域社会の一員として自立生活を送るため、就労に必要な知識と技能を高めるための就労継続支援と社会生活支援を行います。
- 2 個別支援計画に基づき、自立生活への支援を行います。
- 3 自治会や家庭生活での役割を掌握し、その役割が遂行できるように、また社会人としての社会生活力を高めます。
- 4 生産活動での収益と顧客の増加に努めます。
 - (1) 編集・印刷
 - ・平成24年1月のオンデマンド機導入に伴い、受注内容の拡充・品質向上に努め、オフセット印刷との使い分けの徹底により、利益率向上を図るとともに、利用者の作業内容の充実や作業能力と技術の向上に努めます。
 - (2) 簡易受託受注作業
 - ・利用者の60%にあたる多数の方が従事しています。利用者の中でリーダー養成を行い、責任を持った作業遂行ができるようにします。作業能力の向上と作業効率を図り、質や納期に向けての取り組みが、利用者自身で出来るように努めます。
 - ・季節により受託内容や量に変化はありますが、作業態勢や自具などの工夫により、注文に応じ量産に努めます。
 - (3) 精米および販売
 - ・新しい精米機の購入に伴い、品質や精米の効率の向上と顧客の満足度がより得られるように努めます。
 - (4) 農作物の販売
 - ・季節を通して農作物の栽培や収穫ができるように努めます。
- 5 利用者25名（定員の125%）の維持に努めます。
- 6 利用者が安全で安心できる施設の体制作り、災害や事故防止など、安全対策の徹底に努めます。
- 7 クラブ活動や福祉の村まつりへの参加、花見やクリスマス忘年会等の行事を行います。
- 8 職員の研修を行い、就労継続支援 B 型事業所の職員としての資質の向上と育成に努めます。

障害者就労継続支援B型事業所カトレア

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を誠実に実践するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の置かれている心身の状況や生活環境など、その実情を深く理解し、社会適応訓練や就労継続支援の充実に努めます。

目標

利用者が地域社会の一員として自立生活を送るため生活面の支援と就労に必要な知識、および技能を高める支援を行います。そして、今日もカトレアに行きたいと思える『利用者満足度の向上』をスローガンにスタッフ全員で努力いたします。

定員、作業時間、職員配置状況

- | | |
|----------|------------------|
| 1 利用定員 | 20名 |
| 2 作業時間 | 9:00 ~ 16:00 |
| 3 職員配置状況 | 職員定数常勤 7名 非常勤 2名 |

事業計画

- 1 利用者の人格を尊重し、自己決定自己選択の保障をした個別支援計画の策定を行い、その計画書に基づき、利用者の自立に向けた支援を行います。
- 2 利用者25名（平成25年2月末日現在 23名）の確保に努めます。支援学校や市町村の福祉事務所、相談支援事業所、および医療機関などと連携し、卒業生や在宅の障がい者の情報収集を行い、利用者の確保に努めます。
- 3 職員の資質の向上に努めます。高知県社会福祉協議会や中央西福祉保健所などの研修に積極的に参加し、障がい者の特性や専門性などについて学ぶ場の提供をいたします。
- 4 売上と収益の拡大を図り、工賃向上計画の達成と就労支援事業の黒字化を目指します。

バイオ部門 廃油の回収量増加に伴い、従来のバイオディーゼル販売に加え、廃油の直接販売の実施。また、月販1,000ℓの販売量の増加を目指します。

<食品加工部門> 年間を通じて安定した生産体制を確立し、県内外の販売先の新規開拓を行います。また、商品パッケージの見直しを図ります。

喫茶部部門 日々の定食メニューだけでなく、弁当やパック販売などを増やし、売上の増加と、利益率の向上を目指します。

リサイクル部門 廃油の回収先や関係機関に協力を仰ぎ、空き缶などの回収量の増加と、引取金額の高い取引先との売買に努めます。

その他部門 姉妹施設のウィール社やファーストと連携し、印刷物の仲介や特産品の販売などを実施し、また優先調達推進法を活用し売上増を目指します。

- 5 趣向を凝らしたクラブ活動やスポーツ大会への参加、花見や遠足など作業だけでなく、充実した行事開催に努めます。
- 6 防災対策や避難訓練などを定期的実施し、利用者が安心して過ごせる場所の提供に努めます。

障害者就労継続支援 B 型ワークセンターファースト

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」「奉仕」「連帯」を基本理念とし、個人の尊厳を重んじ人権の尊重に努め、一人ひとりのニーズや思い、希望に寄り添っていく支援を行っていきます。

目標

個別支援計画と事業計画が具体的に実施出来るよう、仲間達と交流しながら仕事(授産活動)を行い、エンパワメントでき、社会参加していく機会や場作りを「スタッフ一丸」をスローガンとして努めます。

定員、作業時間、職員

定員 10 名、現在利用契約 10 名ですが、13 名の確保と 1 日当たり平均 9 名の出席を目標とします。
就労時間は 9 時 30 分から 16 時です。

事業計画

- 1 利用者一人ひとりの人格を尊重して、自己選択、自己判断、自己決定の保障をし、就労継続支援と社会生活支援を個別支援計画に基づき行います。
- 2 生産活動や受託作業での収益や顧客の増加に努めます。
ミニパック株式会社、菊水酒造株式会社、ばうむ合同会社等からの作業に加えて、新たに大豊町特産の銀不老豆の選別・袋詰め作業と碁石茶の選別・袋詰め・セット作り作業に力を注ぎます。
農作業は従来の野菜作りだけでなく、銀不老豆を栽培・量産して大豊町ふるさと生産組合に販売します。
- 3 工賃アップに取り組めます。
県内事業所の平均工賃 16,000 円までには、まだ数年はかかりそうですが、25 年度は月 1,000 円のアップを目標としていきます。
- 4 社会参加や地域との交流機会を増やします。
あったかハートふれあい大会や大豊町文化祭等への参加継続と、新たに県障害者スポーツ大会や地域の運動会等への参加を計画していきます。
- 5 ファーストの仲間づくりと社会生活力増進に努めます。
調理実習での昼食づくり、外出時の買い物、花見や社会見学等の機会を増やしていきます。

共同生活援助事業所古里の家

基本方針

土佐厚生会の会是である「愛情」「奉仕」「連帯」の精神を遵守し、ノーマライゼーションの理念に基づき、入居者が地域社会の一員として、主体的な自立生活ができるように個々のプライバシーを守りながら、社会生活力の増進に向けた支援を行います。

目標

入居者の自立に向けた個別支援計画に基づき、日常生活に必要な援助を行い、『利用者満足度の向上』をスローガンに、グループホームの運営体制の充実に努めます。

定員、職員配置状況

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 入居者定員 | 5名 |
| 2 | 職員配置状況 | 管理者（カトレア所長兼務）
世話人2名（月～木曜日交代制 16:00 ～ 翌9:00勤務） |

事業計画

- 1 個別支援計画に基づき、入居者一人ひとりの生活の場としての支援を行います。
 - (1) 入居者のニーズや課題、健康状態などを把握したプログラムや食事の提供に努めます。
 - (2) 社会人としてのマナーや礼儀を守れるような機会を提供し、その時々場面を通して社会性活力を高めます。
 - (3) それぞれの個別支援計画に対して6カ月以内にモニタリングを行い、目標、課題の達成に努めるとともに、さらなる目標に向けて支援いたします。
 - (4) 入居者の趣味、教養、娯楽などの活動ができるよう設備の充実に努めるとともに、地域の行事や清掃活動などにも参加するよう支援します。
 - (5) 入居者個々の健康状態や様々な環境の変化を常に把握するとともに、必要に応じ医療機関や各関係機関と連携することに努めます。
- 2 グループホームの運営体制の充実に努めます。
 - (1) 入居者5名の維持に努めます。（平成25年2月末日現在 満室）
 - (2) 職員研修の実施や、外部研修への参加などを積極的に行い、障害への理解を深め、生活援助へのスキルが高まるよう努めます。
 - (3) 入居者の状況や困難な問題の相談、会計、管理などを行うため、世話人との連携を密にとり、十分なバックアップ体制がとれるよう努めます。
 - (4) 入居者からの要望や意見交換をするため、懇談会を定期的（年4回）に開催いたします。
 - (5) 定期的な避難訓練（年4回）を実施いたします。
- 3 入居者の尊厳を旨とした支援を行います。
 - (1) 入居者の自己選択、自己決定を尊重した支援を行います。
 - (2) 人権の尊厳を旨とし、障害者差別への意識化と防止に努めます。

身体障がい者福祉ホームコーポラスこくふ

コーポラスこくふは、働く障がい者のために平成5年創設されました。以来19年、10室ある部屋は現在全室利用されています。10名中1名は、他の就労継続支援B型事業所に通所し、9名は隣接するウィール社に通所しています。

基本方針

- 1 入居者一人ひとりの人権の尊重と障がいの理解を基に、生活者としての自己選択、自己判断、自己決定ができるよう支援します。
- 2 個々のニーズや課題に基づき、主体的な自立生活への支援と必要に応じ雇用主や事業所との調整を行います。
- 3 入居者の社会生活力の増進に努め、文化的、社会的、経済的な社会参加を促進します。
- 4 入居者の休日などは余暇活動ができるよう支援します。
- 5 スーパー等店が近くにないので、週に1度グループでの買い物送迎の支援をします。
- 6 金銭管理、健康管理、服薬管理のできない方には、個別支援をします。

目標

土佐厚生会の会是である「愛情」、「奉仕」、「連帯」の精神を遵守し、入居者が地域社会の一員として、主体的な生活ができるように個々のプライバシーは守りながら、社会生活力の増進に向けた支援を行います。

利用定員、職員配置状況

- 1 利用定員 10名

- 2 職員配置状況

職員定数常勤 1名

職 名	勤 務 時 間
管 理 者	ウィール社所長ファースト所長兼サービス管理責任者兼務
管 理 人	17:30～8:30 週6日勤務

事業計画

- 1 入居者の個々のニーズと課題を把握し、自立生活への支援を行います。
- 2 入居者10名の維持に努めます。
- 3 休日の趣味活動、余暇活動を支援します。
- 4 国府ゾーンの防災計画に沿って、火災や地震に備えた避難誘導および消火訓練を実施します。

今後の検討課題

- 1 福祉ホームは日常生活の自立者が入居の要件となっていることから、介護保険制度によるヘルパー支援が受けられないため、自費での有料ヘルパーの援助を受けている方がいます。
- 2 夜間は管理人が勤務していますが、日中の職員配置がなく、病気や緊急の対応は、近隣のウィール社や障害者支援施設こくふの支援を受けざるを得ない現状となっています。
- 3 コーポラスこくふが建てられて19年となり、各居室の畳などの劣化への対応が必要となっています。

国府寮診療所

基本方針と目標

この診療所は、指定医療機関として障害者支援施設こくふの利用者および地域住民にも開かれた診療所として開設されている。その機能を最大限に発揮して利用者や地域住民の医療的支援をはかる。

事業計画

- 1 安全で安心して快適な生活ができるよう、従事者の勤務体制を整え、従事者相互が報告、連絡、調整をはかりながら、利用者等に対する医療的ケアをはかる。
- 2 内部疾患者の増加、加齢に伴う高血圧、糖尿病など生活習慣病などの予防指導および治療につとめる。
- 3 罹患者の早期発見と早期治療につとめるとともに、利用者および扶養義務者等への協力、支援を求めるよう努力する。

安芸療護園診療室

基本方針と目標

この診療室は、指定医療機関として障害者支援施設あきの利用者および地域住民にも開かれた診療室として開設されている。その機能を最大限に発揮して利用者や地域住民の医療的支援をはかる。

事業計画

- 1 安全で安心して快適な生活ができるよう、従事者の勤務体制を整え、従事者相互が報告、連絡、調整をはかりながら、利用者等に対する医療的ケアをはかる。
- 2 内部疾患者の増加、加齢に伴う高血圧、糖尿病など生活習慣病などの予防指導および治療につとめる。
- 3 罹患者の早期発見と早期治療につとめるとともに、利用者および扶養義務者等への協力、支援を求めるよう努力する。